

令和6年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

令和6年12月23日（月）午後1時30分、令和6年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 金澤知行、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の進達について |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第5号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |

報告

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
|-------|----------------------------|

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。早いもので今年最後の総会になりました。1年間ありがとうございました。また先日開催されました農ウォーク、ご協力いただきました委員の皆さま、大変ありがとうございました。参加された方もたくさん野菜をもらって喜んでおられて、大変ありがとうございました。それでは、ただいまから令和6年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。年の瀬押し迫ったお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今、課長からもお話がありましたように、今月農ウォークを開催しまして、委員の皆さま、大変良い農ウォークができましたことを感謝いたします。ありがとうございました。お客さんに聞いた訳じゃないんですけど、かなりの農産物の収穫を得て、会費の3倍から5倍ぐらい、収穫していったんじゃないかと思います。それでまた今年の傾向としましては、リピーターと言うよりは新規の方がかなり多かったのも、あきる野市の農業の応援者が増えたんじゃないかなと思います。本当に委員の皆さま、ありがとうございました。また、テレビの報道でもインフルエンザが流行っていると、一気にここで増えてきたようですので、是非皆さまもお気をつけいただきたいと思います。今日も案件が多めですので、ぜひ皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに総会が進みますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、11月28日に開催された「令和6年度全国農業委員会会長代表者集会および都内選出の国会議員との意見交換会」に私が出席しました。12月13日に開催された「農地流動化現地見学会」に小川委員、栗原委員、山崎健委員及び渡邊委員が出席しました。12月14日に「あきる農を知り隊（農ウォーク）」が開催され、多数の委員にご協力いただきました。お忙しいところ、ありがとうございました。諸報告は以上です。本日の署名委員は佐藤委員と米倉委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。ありがとうございました。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、山崎健委員、および志村委員より欠席の連絡をいただいておりますので、農業委員12名、推進委員6名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受105についてですが、こちらはご本人をお呼びしている案件となります。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和6年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受105 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受105について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。12月18日に事務局2名と堀江委員と私の4名で調査を行いました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番の畑の一部です。現地は少し耕耘された様子がありまして、聞くところによると、ここには小麦を植えるとのことで、すでに植え付けもされて、うっすらと芽が出ているようでした。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(本郷委員) ちょっと参考にお聞きしたいのですが、この畑、●●●㎡のうちの一部ということで、大体4分の1の区画になっているのですが、申請するに当たっては何か測量図みたいな物は必要となるのですか。

(事務局) 測量図とかは特に必要ないのですが、現地調査に行く時に借りる部分分かるように杭を打っておいてください、というお願いはしています。

(本郷委員) その程度の話なんですね。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。ご本人をお呼びしていますので、質問ありましたら、ぜひお願いいたします。それでは農地を借り受ける、〇〇〇〇さんに入っていただきます。

(〇〇〇氏 入室)

(〇〇〇氏) 失礼いたします。

(議長) 本日はお忙しいところご足労いただき、ありがとうございます。

(〇〇〇氏) こちらこそ、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) 早速なのですが、自己紹介を兼ねまして、これからの計画とか抱負等ありましたら、お話しただければと思います。よろしく願いいたします。

(〇〇〇氏) はい。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。私は〇〇〇〇と申します。●●●の駅の裏の●●地区に住んでおります。今回●●●●●●の土地、そちらを●●●㎡少し、3条に則った制度の中でお借りすることに伴いまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。その畑で育てる作物の品種なのですが、小麦を考えておりまして、少し前に作付けをさせていただいております。小麦と言いましても最古の小麦と言われる、アインコーンという品種になるのかなと思うのですが、そういった種を継ぐことであったり、そういった品種を育てることで、種から加工までというところを経験できたらなと思っております。限られた土地ですので、今回こちらの場所ではそのような品種を作付けしていきたいなと思っています。一部端の方でちょうど手元にソラマメの苗と、●●スナックエンドウですかね、●●地区に伝わっている苗をちょうど種からいただくことがありまして、その苗が手元にありましたので、余っている所に少し植えていっているところでございます。今回お借りする土地においては、このようなことを考えておりまして、頑張っていきたいと思っております。

(議長) はい。ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 小川と申します。よろしくお願い致します。あの、面積的に小さく感じるんですけど、一体で借りないで、ほんのわずか借りるというのは、何か方針があつてですか。それとも地主

さんの気持ちで貸してもらえなかったということなんですか。

(〇〇〇氏) はい。ご質問ありがとうございます。やはり私としてもすごく農業に関心がありまして、いろんな作物を育てられたらいいなと思っているところでして、これまでも畑をやっている方のところでは援農という形で少しやらせていただいていた。そういった時に、そういった仲間のグループで知り合った方が、今回お貸ししてくださる方なんですけれども、一部畑をやってくれるのであれば貸すことができると言っていて、やはり正規なルートでお借りすることが大事だと思いましたので、小さいスペースなんですけれども、私が借り受けるに当たって、今回は●●●㎡少しですが、まずはここからということでスタートとなっています。

(小川委員) あと、農機具だとか、そういう物はどうなっているのかと、契約期間が1年間となっているのですが、麦と言われたのですが、生育の状況はいかがでしょうか。

(〇〇〇氏) はい。この委員会の開催日等の兼ね合い、少しあるのかなと思うのですが、実際お話をさせていただいたのが少し前になりましたので、麦の種蒔きはもうさせていただいて、芽が出ているというところではあります。一応1年間ということで、麦に関しては収穫が済んで、少し夏野菜を最後の期間でできるのかなという感じもありますし、貸してくださる方も初めてのことで、まずは1年ということだったのですが、随時やりとりはしていて、例えばですけど今日、田んぼがもう●反、実は去年から、2023年から●反でやってるんですけど、ちょっと●反手が回らなくなりそうなので、もしかしたら、みたいなことを逆にお話受けたりしていることがあったんですけど、そういった形でしっかり取り組むことができれば、引き続きお借りすることができるのかなと思っています。農機具に関しましては、今回のスペースは極小なので、そこまで大きくはないのかなと思っていますけど、トラックとかも援農する時にもあったら便利だなと感じているところでございます。

(小川委員) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他に何かご意見・ご質問ございますか。よろしいですか。それでは〇〇〇さん、本日はお忙しいところありがとうございました。

(〇〇〇氏) どうもありがとうございました。失礼いたします。

(〇〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問・ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、収受105について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、経由14について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。令和6年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由14 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由 14 について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。12月18日に野崎委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。場所につきましては、9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この場所なんですけど、3年前の8月総会で同じ位置が議題に上がっていますが、その後〇〇〇〇〇〇さんが●●●を建てられています。●●●のこの地域一帯は農業振興地域となるのですが、本件の〇〇番は農用地ではなかったため、そこに●●●㎡ぐらいの●●●の施設を建てるというのが前回の案件でした。今日の案件なのですが、農業用施設用地としての転用になるのですが、現状は施設を建てる基礎の部分だけが農業用施設用地になっておりまして、施設の周りにつきましては、農地のままとなっております。そこで、今回改めてすべての面積を農業用施設用地にするために、残った農地の部分を転用する申し出となっております。ここまでが背景の説明になります。次に、先日の現地確認での現況の説明をいたします。建物の南側なのですが、現状は単管パイプが建っておりまして、ブドウの棚が作られています。ブドウらしき苗木が植えてあります。道の方へは砂利が敷かれています。客観的に見れば7台分の駐車場として利用できそうな気がします。その他にコンクリートの基礎が一部打たれておりまして、車椅子のマークが付いた駐車スペースが1台分あります。次に建物の西面なのですが、西側の敷地の際から3メートルほどの幅で南北に20メートルほど、コンクリートの基礎が打たれております。コンテナ倉庫が1つ、その上に置かれておりまして、そこには電気設備の引き込み配線のような物が設置されておりました。次に建物の北側なのですが、一部に単管パイプで組まれた屋根付きの資材置き場があります。その下には大きなタンクや収穫用のコンテナのような物がたくさんありました。地面は防草シートが一面敷き詰められておりました。北側の東半分につきましては、隣接するブドウ園を見渡せるような庭のような形となっております。次に建物の東寄りなのですが、道路際に生け垣が植えられておりました。地面はウッドデッキのような木材の物が並べられている部分と、芝生が植えられている部分、こちらがこの施設の玄関口となっているようです。3年前の農業委員会総会の説明では、あくまで●●●ということで、作業用の車の出入りはありますけれども、お客様向けの飲食施設、駐車場というのはないということで、説明がありました。そういった意味では現況は少し異なっております。よって、今回この案件では追認という形の許可の申請となりました。それで、〇〇〇〇〇〇さんなのですが、今後精力的に営農拡大を望んでいるようなので、今回この場では問題が残らないように、次に繋げていただくためにも、この追認ということにつきまして、皆さんの慎重なご審議をいただきたいと思います。以上です。

(議長) 続きまして、転用理由について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。転用理由書が提出されておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) あの、先日の野崎委員と事務局との現地調査の後に、私、ちょっと見に行って来たのですが、例えば東側に垣根、生け垣があるのですが、その辺とかが、敷地の目一杯に垣根を

植えてしまったりしていて、そこを通行する車の方々のお話で、前はすれ違いができたのに、なかなかすれ違いが厳しくなったとか、あと入り口の際の所にブロック塀が建っているんですけども、お店としては非常におしゃれで、当然そういう物を建てた方がいいかなと思うのですが、ちょっとそちらが、交差点の他の車の見通しが非常に悪くなっておりますので、その辺は少し配慮された、いろいろな施設の建て方を考えていただければと思います。実際にそちらを通っている方もそのようにおっしゃっていました。以上です。

(議長) 他にご質問・ご意見ございますか。これは結局、農業用施設という転用理由は、もう簡単に、やってしまったことを認めてください、ということではよろしいんですか。

(事務局) はい。ただ、原則としては原状回復というのがもちろん筋ではあります。ただ、やむを得ない事情であったり、今回の転用についても条件とかを満たした上で今回総会に諮っておりますので、東京都としても追認の方は許可相当としていただける予定ではあります。

(大福委員) あの、先ほどの事務局さんの説明でも、当人もご反省の形をとられているということで、そういった意味ではいいのかなとは思いますが、基本的に追認有りきで先にコンクリートをかなりの面積で打ってしまったりとか、駐車場をしっかりと作ってしまったり、というので、後で追認すれば問題がないんだ、というような認識が広がってしまうのは、非常に問題があるかと思っておりますので、その辺を良く、ちょっとお考えいただければと思います。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。これ、追認するに当たり、次、またこういったことがないようにするために、事務局からのアイデアはありますか。

(事務局) はい。その点なのですが、一応現地調査に行った際に大福委員と野崎委員とで話をしたのですが、〇〇〇〇〇〇さんは今後畑を拡大していきたいという意向もあるので、例えば来月とかに直接お伺いして、今回の転用だったり、今後畑を管理していく上で農地法の全部耕作要件だったり、地域との調和だったり、そういったところで農業委員会としても直接〇〇〇〇〇〇さんのところに指導に行く場を設けられればなと思っているところではあります。

(議長) それで、誓約書みたいなのを書いてもらうとか。

(事務局長) 書いてもらうというのも、ありますよね。反省を更に促すということで。

(議長) 効力はないとしてもね、誓約書でも書いてもらって、少し、何らかの誠意を示してもらわないと……。誓約書をもらったなら許可するというので、どうでしょうか。

(事務局) 一応、違反転用の追認ということで、始末書とか顛末書というのは求めることは妥当です、というように国からも出てはいるので、それを出してもらった上で東京都に進達します、というのはダメではないかなと思います。

(議長) それでどうでしょうかね。ここで許可するのもいいんでしょうけど、少し誠意をもうちょっと見せてもらって許可するというような。

(嶋崎委員) いいですか。今のに合わせてね、本人がやっぱり来て、ここで申し訳ないと説明してもらうのがいいんじゃないですか。

(議長) そうですね。

(嶋崎委員) やっぱりそれぐらいのことは責任を持ってもらいたいよね。取り消しできないって。やっぱりそういうのが横行しちゃったらね、もう、大体そうですから、今までの。資材置き場作っちゃったとか、何回かありましたけど、黙ってやって知らなきゃそれっばなしですから。

今、現実だね。

(議長) まあ、そうですね。それ、いいと思いますね。どうでしょうかね。呼んで、ここで話してもらって、更に誓約書も書いてもらう。

(嶋崎委員) 紙に書いて、事務局に話してもらえば済んじゃうって、ちょっと簡単過ぎるよね。

(議長) では、あの、呼ぶということは可能なんですか。

(事務局) 一応呼びすることは可能だと思います。〇〇〇〇〇〇さんとしても、今後●●●とかでも皆さんと仲良くやっていきたいという意向はありますので、そういったお願いには多分のってくれると思うんですけど。

(議長) 東京都では、認めてくれそうなのですか。

(事務局) 東京都ではこれが通れば、認める方向では、今、調整はしていますね。

(本郷委員) ここの所、また、もっと人気が出ちゃったらどうするんですか、これ。農用地しかないわけですよね、隣接は。そうすると道路に車止めたり、いろんな問題が起きちゃいますよね。今回はいいにしても。

(事務局) もし今後、更に駐車場を広げたいと言った場合には・・・

(本郷委員) そうそう、そういう話が出てくるんじゃないですか。

(事務局) また、同じように許可申請をしていただく必要があります。

(本郷委員) ただ、農振農用地は基本的にはできない・・・

(事務局) 駐車場にはできません。

(本郷委員) できませんよね。

(山崎勇委員) 今、直売はもうしているのですか。

(事務局) 直売はしています。

(議長) まあ、じゃあ、嶋崎委員のおっしゃるように1回呼んで、説明してもらって、こちらとしては許可は出す方向にならざるを得ないと思うんですけど、それで、誓約書を書くだけ書いてもらって。少し面倒だなと思うぐらいのことはやってもらいましょう。

(嶋崎委員) しょうがないんじゃないですかね、それぐらいは。

(議長) そうですね。そういう感じでよろしいですかね？

(全委員) はい。

(議長) では。今回は保留にいたします。続きまして、第3号議案、経由13について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和6年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・経由13 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由13について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。説明いたします。12月18日に佐藤委員と事務局2名と私で現地に行っていました。地図は10ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

今回は駐車場用地への所有権移転ということで、この畑の道を挟んだ西側に〇〇〇という●●●●●●●●●●がありまして、駐車場はその●●●●●●●●●●のものとして使われるという予定になっています。畑は道から２メートルぐらいには防草シートが張られておりまして、その先はきれいに耕されておりました。両隣は畑になっているんですけど、コンクリートを打って、排水は道に流すということを聞いています。両隣の畑には特に影響はないように思いました。転用には特に支障はないかと思います。ご審議のほどお願いいたします。

（議長）続きまして、転用理由について、事務局、説明願います。

（事務局）はい。転用理由書が提出されておりますので、読み上げます。

（転用理由書 朗読）

以上でございます。

（議長）ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

（本郷委員）ここは農振農用地域以外の、いわゆる白地という所になるのですか。

（事務局）はい。ここは農振農用地ではなく、だたの調整区域になります。

（議長）他にご意見・ご質問ございますか。

（嶋崎委員）ひとつ、いいですか。やっぱりこの辺は住宅街という形ですかね。どっちかと言うと、畑よりも。

（事務局）そうですね。畑よりも住宅街という形にはなっております。

（嶋崎委員）そうですよね。ありがとうございました。

（議長）ここは、今までは何をやってたんですか。

（事務局）今までは何もやってない・・・草の管理ぐらいしか、多分やってなかったと思います。

（議長）じゃあ、もう、あんまり利用されてない所なんですかね。

（事務局）そうなります。

（議長）他にご意見・ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、経過１３の農地法第５条第１項の規定による許可申請については、これを相当と認める意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第４号議案、番号１について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。それでは、議案書４ページ目をご覧ください。第４号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和６年１２月２３日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第４号議案・番号１ 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号１について、担当の佐藤委員、説明願います。

（佐藤委員）はい。説明させていただきます。１２月１８日に武田委員と私と事務局２名と現地へ行ってまいりました。地図は１０ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

〇〇〇ー〇は通路になっていて、奥の方は栗林で栗が植えられています。大きい物から小さい物まで大体25本ぐらいありまして、枯れた所には新しい苗木を植えてあるような畑に見受けられました。落ち葉とか栗のイガもきれいに片付けられていて、△△△ー△の奥の方にはキウイの棚もありまして、下もきれいになっていました。続いて11ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

5筆まとまってございます。畑に囲まれるように真ん中に住宅がありますが、こちらが申請人のご自宅です。□□□ー□と◇◇◇ー◇は冬野菜のダイコン、ノラボウ、ネギ、ハクサイ、タマネギなどが植えられています。後ろの方はよく耕されていて、きれいに使われているようです。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

（議長）ただいま、事務局と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書4ページ目をご覧ください。

（第4号議案・番号2 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号2について、担当の堀江委員、説明願います。

（堀江職務代理）はい。同じく12月18日に事務局2名と小澤委員と4名で現地確認に行っていました。地図は12ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

畑は1メートルから2メートル近く段上の位置になります。畑の南側がT字路になっておりまして、細い路地の路地際は1メートル以上段差がありまして、その間の部分は通路状態になっておりました。しかし、その北側の方は傾斜地なんですけれども、きれいに耕耘された所にネギ、ハクサイ、ダイコン、ブロッコリー他の野菜が植えてありまして、収穫も始まっており、どこかで売っているという感じではなく、自家消費のようです。周りはほとんど全部家なのですが、ここだけきれいに畑として使われています。問題ないと思いますが、よろしくご審議お願いします。

（議長）ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 4 ページ目をご覧ください。

(第 4 号議案・番号 3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 3 について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは番号 3 について、報告をいたします。12 月 18 日に大福委員と事務局 2 名と私の 4 名で現地調査を行いました。場所につきましては、13 ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

当該地は細長い畑なのですが、一番南側の方に梅の木が 4 本、柚が 1 本植えられております。その北側に 2 間×4 間ぐらいのビニールハウス、ビニールハウスと言ってもビニールがほとんど破けてしまって、骨組みだけが残っていて、現在使われているような様子は見られませんでした。そのビニールハウスの北側にニラが植えられております。それから寒冷紗がかかったトンネルがありますけど、そのトンネルの下にはソラマメが 2 柵植えられていました。またそのトンネルの更に北側にはタマネギ、サニーレタス、ノラボウが植えられて、一番北側の所には、夏野菜の名残みたいなタカノツメが 2 柵ほど作られていました。現状、見た段階では自家消費野菜を継続して作っているというような状況でした。私からの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号 4 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 5 ページ目をご覧ください。

(第 4 号議案・番号 4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 4 について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。同じく 12 月 18 日に事務局 2 名と小澤委員と 4 名で現地確認に行っていました。地図は 14 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この場所はデントコーンを栽培していたようで、前回納税猶予の現地確認で行った時には、まだ 3 メートル以上の高さのデントコーンが全面に植えられておりましたが、今回行った時には全部刈り込まれており、あれを飼料とするのか、そのまま肥料としてうなりこんでしまうのかは、ちょっと確認はできなかったのですが、現状としてはきれいな畑、刈り込まれた状態の畑になっておりました。機械も大型のトラクターなど持っておりますので、耕耘すればすぐに使える状態になっておりますし、年に 1 度生産をしているようなので、問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第5号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和6年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは報告します。事務局との日程調整ができませんで、17日に私1人で現地調査を行っております。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状は畑の端の方に梅の木が3本ほどありました。あとの3分の1ほどは耕耘されておまして、その一部にネギとノラボウが作付けしてありました。あとは枯れ草状態ということであります。この畑の北側に接する住宅に〇〇〇〇さんの叔母が住んでおまして、その叔母から話を伺ったところ、〇〇〇〇さんは4～5年前から体調が思わしくなくて、叔母である自分が〇〇さんからの作業委託を受けて、この畑の管理をしているということでありました。兄弟は二人で、〇〇〇〇さんは独身で今年お亡くなりになったのですが、お兄さんは●●●の方にいるということであります。したがって、叔母さんが作業委託で畑を管理していると、このような状態でありました。このようなことから、〇〇〇〇さんは当該生産緑地の主たる従事者であったと考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。引き続き報告します。同じ17日に私1人で、単独で現地調査を行っております。地図は先ほどと同じ15ページになります。

（現地案内図 説明）

現状ですけれども、地図の下側、畑①、畑②、畑③は、間口が5メートルほどの細長い畑ということで、こちらの方は草畑、短い草に覆われているような状況でありました。それから地図の上の方、畑⑤、畑⑥、こちらの方も草畑になっております。畑④はネギ、カブ、ノラボウ、コマツナ等々、7～8種類ぐらい、野菜が作付けされておりました。〇〇〇さんですが、15年ぐらい前から足腰が弱くなって、思わしくないということで、弟さんがおりまして、この頃から弟さんの方に畑を任せるようになっております。弟さんですけれども、五日市ファーマーズセンターの会員として、農業振興に尽力していた方であります。その弟さん、3年ほど前に亡くなられて、それからは畑の伸びた草をシルバーの方に頼んで刈ってもらっている、こんな状況であります。なお、現在野菜が作付けされている畑④については、知人の方に作業委託をしているというような状況であります。以上のことから、〇〇〇さんは当該生産緑地の主たる従事者であったと考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

（議長）続いて、診断書の説明を、事務局よりお願いします。

（事務局）はい。診断書が提出されていますので、読み上げます。

（診断書 朗読）

以上でございます。

（議長）ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。これは100パーセントですか。

（事務局）100パーセントです。全生産緑地を解除するというものになっています。

（議長）はい。ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。第1号報告について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和6年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第1号報告・収受154 朗読）

以上でございます。

（議長）この件につきまして、ご質問ございますか。よろしいですか。では続きまして、専決の報告について、事務局より報告願います。

（事務局）はい。それでは、お手元の令和6年あきる野市農業委員会12月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

（専決報告 朗読）

以上でございます。

（議長）はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、1月27日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時27分